

自然を守り共に生きる

## 長野県(環境部)プレスリリース 令和7年(2025年) 10月 30日

# 産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2の規定により、下記のとおり行政処分を行いました。

#### 1 被処分者

住 所 群馬県伊勢崎市西久保町二丁目1450番地

名 称 株式会社ASUKA 代表取締役 櫛渕 将義

### 2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

# 3 命令書交付日

令和7年10月30日

#### 4 処分の理由

被処分者は、令和7年10月10日に前橋地方裁判所において、破産手続の開始決定がなされた。

このことにより、被処分者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロの欠格要件に該当するに至ったため(法第14条の3の2第1項第4号該当)。

(問合せ先)

担当 環境部資源循環推進課 廃棄物審査係

高橋、小松

電話 026-235-7164 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 2829

FAX 026-235-7259

E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp